

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成18（2006）年12月に教育基本法（昭和22年法律第25号）が改正され、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されました。国においては、これまで、平成20（2008）年に教育振興基本計画、平成25（2013）年に第2期教育振興基本計画、平成30（2018）年に第3期教育振興基本計画、令和5（2023）年に第4期教育振興基本計画が策定されています。

また、同法において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、本市では、平成23（2011）年3月に「加東市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。計画期間：平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）、平成28（2016）年3月に「第2期加東市教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。計画期間：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）を策定し、第1期計画から第2期計画を通して、「人間力の育成～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～」を基本理念とし、教育を推進してきました。

また、令和3（2021）年3月に策定した「第3期加東市教育振興基本計画」（以下「第3期計画」という。計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）においては、「人間力の育成～豊かな学びが新しい自分と地域を育むまち 加東～」を基本理念とし、更に教育の充実に取り組んできました。

これまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、社会の変化を見据え、国や兵庫県の計画を参酌して、本市がめざす教育の方向性と、今後講ずべき教育の施策などを示す「第4期加東市教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。計画期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）を策定します。

（教育振興基本計画）

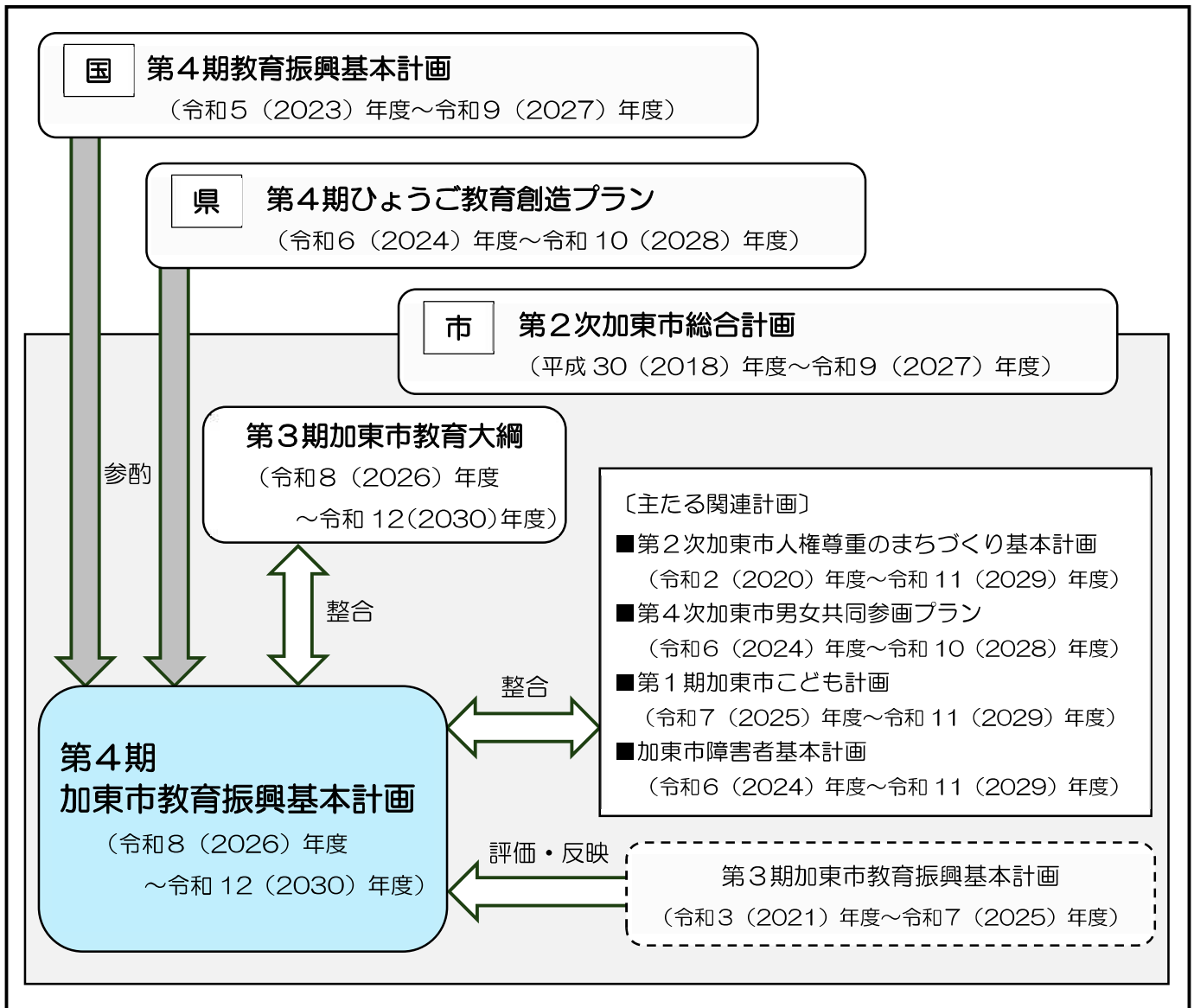
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 計画の位置づけ

第4期計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「第2次加東市総合計画」（以下「総合計画」という。）に基づく個別計画として位置づけています。国の「第4期教育振興基本計画」、兵庫県の「第4期ひょうご教育創造プラン」を踏まえながら、加東市教育大綱やその他個別計画との整合を図り、本市の教育施策に関する基本的な考え方を施策に反映させ、実施していくために、本市の基本方針及び施策の方向性を示すものです。

図表1 加東市教育振興基本計画と関連計画



3. 計画の対象

第4期計画は、家庭教育への支援を含め、幼児教育、学校教育、社会教育に関する施策を対象とします。

4. 計画の期間

第4期計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間の計画とします。

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
第3期加東市教育振興基本計画									
					第4期加東市教育振興基本計画				

5. 計画とSDGsの関係

平成27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発により、複数課題の統合的な解決を図ることが掲げられています。

本市では、総合計画の各主要施策にSDGsのゴールを関連づけ、施策を推進しています。

第4期計画においても教育振興施策とSDGsを関連づけ、「4 質の高い教育をみんなに」を共通の目標とし、基本方向ごとに目標を掲げ施策を推進します。



加東市教育振興基本計画
に関連するSDGs

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を實現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナースhipで目標を達成しよう



